

## 様式第十八の四（第十一条の三第三項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

2022年（令和4年）3月31日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社東海理化電機製作所

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### （1）事業適応に係る事業の目標

世界的な環境問題、新型コロナウイルス影響等々、社会環境が大きく変化していることに加え、100年に一度の変革期といわれる自動車業界の中に同社は位置している。その中にあっても企業として持続的に成長しつつ社会に貢献していくため、同社は「SDGs 経営」を掲げ、サステナブルな成長と社会課題の解決を目指す。そのための取組として、「DXed 町工場（デジタル・トランスフォームド・マチコウバ）」を合言葉に、3Dデータを軸としたものづくりに係る情報生成～伝達の自動化および可視化、デジタルコミュニケーションツールの充実等のため、3D図面システム・測定自動化ソフトウェア、工程設計支援ツール、生産現場デジタル管理システム等のソフトウェアや、センサー・カメラ等の設備に関する投資を実施する。

これにより、人と情報の繋がりや情報の流れをスムーズにし、業務プロセス効率を大幅に向上させることで、事業基盤の強化を図りつつ、開発～生産のリードタイムを大幅に短縮し、顧客への提供価値を高める。また、効率化により創出した社内リソースを新規事業開発・推進に充て、新たな提供価値創造を図る。

##### （2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2025年度において、基準値（2014年度から2018年度の5年平均）に対してROAを1.5%ポイント以上向上させることを目標とする。

##### （3）財務内容の健全性の向上を示す目標

計画終了年度である2025年度において、実質有利子負債がキャッシュフローの10倍以下となることを目標とする。

また、経常収支比率は100%を上回る見込みである。

##### （4）事業適応の類型

情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

31 輸送用機械器具製造業

（選定の理由）

自動車部品製造を事業の柱としており、同事業における事業適応を実施していく。

(6) 事業適応の具体的内容

設計/生産準備/生産プロセス業務に対し、デジタル情報を活用し業務の効率化を図る。具体的には、

①設計段階において、3D図面の採用、および3DAモデルを導入し、デジタル情報により後工程（仕入先・海外含む）での各種自動化を図る。測定プログラム自動生成や3次元測定器により、自動測定データを取り込み、金型修正の自動化支援、帳票の自動生成に活用することで、開発リードタイムの短縮、転記作業廃止による業務効率化を図る。

②生産準備段階においては、前工程である設計から3Dデータを取得、複数帳票に跨る生産準備情報データと紐づけ一元管理することで、帳票作成業務を効率化するとともに、設計変更時のデータ伝達速度/精度を向上させ、帳票改定業務を効率化する。また、後工程ともデータ連携することで、後工程の帳票作成工数を削減する。

また、設計から取得した製品3Dデータと、設備/治工具の3Dデータを活用し、組立アニメーション、工程シミュレーション、VRデータを作成し、仮想検証実施することで、実機製作前の工程検証の精度向上を図り、実機製作後の工程準備のやり直し業務を低減する。さらに、上記アニメーション/シミュレーションデータの後工程への情報伝達/共有の正確性向上及び作業指導等への活用を図り、後工程での業務効率化、やり直し業務を削減する。以上の取組により生産準備プロセスを変革し、生産準備期間を従来の1/2に短縮することを目指す。

③生産段階においては、電子棚札導入、帳票電子化ツール導入、生産管理板IT化等の生産現場デジタル化の推進により、帳票作成等の付帯業務を効率化し、管理者が生産性・品質・安全の向上等本来の業務に専念できる体制を構築する。また、デジタル化により取得可能になる生産実績・不良実績・就業実績のデータを活用することで、生産性評価・不良品のタイムリーな集計(月単位→日単位)と見える化を実現し、異常への早期対応を可能とする。各種実績データは生産管理だけでなく、原価管理、CO2排出量管理などにも活用予定。

これにより、各種工数の低減が可能となり、計画最終年度の2025年度において、製造原価（労務費）を2020年度に対して8.8%ポイント以上削減することを目標とする。

・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和4年（2022年）3月

終了時期：令和8年（2026年）3月